

読書のまち・かわさき 読書活動優秀団体・個人・学校表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成16年4月に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、学校・家庭・地域において、子どもの様々な読書活動を推進することに鑑み、読書活動優秀団体・個人・学校表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）は、子どもの読書習慣の確立を目指した読書についての啓発活動の一環として、読書推進活動に関わる特色ある優れた取組を表彰し、その取組の奨励を図るものとする。

2 前項の規定による表彰の基準は、教育長が定める。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象については、市内において読書推進活動に取り組んでいる団体・個人・学校のうち、次のいずれかにあてはまるもので、読書のまち・かわさき事業推進会議から推薦を受けたものとする。ただし、過去5年以内に本要綱に基づく「読書のまち・かわさき 読書活動優秀団体・個人・学校表彰」を受けたことのある団体・個人・学校を除くものとする。

(1) 市内において、長年（概ね5年以上を目安とする。）にわたり読書推進活動に取り組んでいること。

(2) 活動内容について、継続性、積極性、充実度、他の団体・個人・学校との連携・協力、効果などの観点で優秀と認められること。

(3) その他教育長が特に優秀と認める活動を行っていること。

(推薦手続)

第4条 読書のまち・かわさき事業推進会議が、前条の規定により教育長に対して推薦を行うときは、別に定める読書活動優秀団体・個人・学校推薦書によらなければならない。

(選考)

第5条 教育長は、前条の推薦に基づき、被表彰者を選考するものとする。

(表彰の方法)

第6条 教育長は、表彰の対象となった者に対して、「かわさき読書の日のつどい」（毎年11月第1日曜日開催）において表彰し、賞状及び副賞（記念品）を授与する。

(その他)

第7条 委員会は、表彰する団体・個人・学校の取組について、「かわさき読書の日のつどい」で発表するとともに、「読書のまち・かわさき通信」等を通じて市民に紹介し、読書活動の普及及び促進を図る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「読書のまち・かわさき 読書活動優秀団体（個人）表彰要綱」（平成20年10月1日施

行) 及び「読書のまち・かわさき 読書活動優秀校 表彰要綱」(平成26年6月2日施行) は、廃止する。

附 則 (令和元年6月11日一部改正)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和6年9月26日一部改正)

この要綱は、決裁の日から施行する。